

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）および同法に基づく水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）に基づき、実施した申請状況に関する意見交換会の概要について

標記に基づき開催した『意見交換会』にて頂いたご意見の概要は以下のとおり

① 申請状況について

- いまだに潜在患者や、差別・偏見等による未申請者がおり、申請受付を閉じるべきではない（複数）
- 差別や遠慮で申請できない方は一定程度あるが、やむを得ないのではないか
- 救済を受けるべき方の救済は既に終わっており、特措法の使命は果たされた
- 自団体としては、おおよそ申請は終了している（複数）
- 他団体からの意見も調整して欲しい

② 広報の状況について

- 広報は十分である・評価する（複数）
- 制度を知っていても差別・偏見により申請に至らない方がいる（複数）
- 相談会等を実施しても参加人数から見ると不十分である
- 制度のパンフレット等広報の内容が分かりにくい

③ 救済されるべき方に手を挙げていただくために有効と思われる手段に関する提案

- 広報の工夫
 - ・ 公健法、特措法等で既に救済された方々に対し、その周囲への制度周知依頼
 - ・ 既に特措法に申請された方々への、申請契機についてのアンケート調査実施
 - ・ 地域外などに特化した具体的な広報の工夫
 - ・ 差別がある地域での広報車の利用などの地域別の工夫
 - ・ 国が直接現地に入っでの広報
 - ・ 地元の回覧版などによる広報
 - ・ 受け手のレベルに合わせた分かりやすい広報（複数）
 - ・ 保健師の活用などによる申請支援など、個別の申請アクセス向上
 - ・ 申請前に健康状態についての相談が可能な窓口の設置
 - ・ 受付終了前に再度の呼びかけを実施
- 行政による現地（各市町村の公的施設等）での検診の実施（複数）
- 住民健康調査の実施及び水俣病被害の全容解明（複数）
- 特措法終了後も被害者救済のための医療福祉の施策を継続すること（複数）
- 未申請死亡者への救済策の検討
- 差別などの社会的背景の本質的な実態の把握